

令和6年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和6年1月31日(水) 15時25分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	8番 有 村 啓 太
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 森重 建吾 主任主事 水迫 時巳 主任主事 富田 真宏
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 15時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第1回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、8番委員より欠席届が提出されておりますので、18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 13 番委員と 14 番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 2 件、利用権設定 59 件、中間管理権の設定 4 件の合計 65 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 18 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 2 件、筆数 3 筆、面積 2,869 ㎡。利用権設定 59 件、筆数 95 筆、面積 249,716 ㎡。中間管理権設定 4 件、筆数 5 筆、面積 7,674 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので質疑終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 から 4 まで 4 番委員。
4 番委員	2 号 1 番から 4 番まで続けて報告いたします。 まず、2 号 1 番。申請地は西地区コミュニティ広場の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 2 号 2 番と 3 番は受人が同一ですので一括して報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>続きまして2号4番を報告いたします。現地在申請人の住所と違いますので、13番委員に調査を行っていただいています。申請地は国分南中学校の北西と敷根地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分5、6を17委員。</p>
17番委員	<p>2号5番でございます。申請地は春山緑地公園の東に位置し、現況は畑である。申請地は※※さんが令和8年9月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が出されております。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、現地調査の方を18番委員にいただき、1月23日に報告を受けました。</p> <p>続きまして2号6番でございます。申請地は上小川地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地の利用権は譲受人である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分7から9までを18番委員。</p>
18番委員	<p>2号7番から9番まで続けて報告をさせていただきます。</p> <p>2号7番。申請地はいきいき国分交流センターの西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>2号8番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の北東に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>2号9番。申請地は中央公園の西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。なお、現地調査については、4番委員にお願いをしておりました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人10、11を10番委員。</p>
10番委員	<p>2号10番、11番を報告いたします。</p> <p>2号10番。申請地は春山公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、6番委員に現地調査をしてもらいました。</p>

	<p>続きまして2号11番。申請地は朝日公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、牧園12を16番委員。
16番委員	<p>2号12番について報告いたします。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
議長（会長）	〔挙手多数〕
	賛成多数であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、牧園1を13番委員。</p>
13番委員	<p>3号1番について報告をいたします。申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は農家住宅である。なお、昭和57年5月頃農家住宅にしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人2を5番委員。
5番委員	<p>3号2番を報告します。申請地は里中下公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は車庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人3を7番委員。
7番委員	<p>3号3番について報告をいたします。申請地は中福良公民館の北西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳山林にしてしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえない</p>

	と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、牧園 4 を 16 番委員。
16 番委員	3 号 4 番について報告します。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は農家住宅、物置 5 棟、通路である。なお、昭和 10 年に建築済という経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅 1 棟、物置 5 棟、通路を建設するものであるが、既に実行済である。また、隣接地の宅地、山林の 1,313.89 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 1,418.89 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 5 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 3 号 5 番。申請地は狭名田運動公園の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	ありがとうございました。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 13 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 14 番委員。
14 番委員	4 号 1 番について報告をいたします。申請地は市営上井団地の南に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 4 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 15 委員。
15 番委員	4 号 2 番を報告します。申請地は川尻公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 12.98 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 300.98 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用

	のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 3 を 4 番委員。
4 番委員	4 号 3 番を報告いたします。申請地は市営福島第一団地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4 を 13 番委員。
13 番委員	4 号 4 番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 5、6 を 17 番委員。
17 番委員	4 号 5 番、6 番を続けて報告いたします。 まず、4 号 5 番。申請地は木原小中学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 4 号 6 番。申請地は国分教育支援センターの南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 546.70 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 997.70 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 7 から 10 までを 7 番委員。
7 番委員	4 号 7 番から 10 番について報告をいたします。 まず、4 号 7 番について。申請地は高畑公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸家 3 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。 続きまして 4 号 8 番を報告します。申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。 続きまして 4 号 9 番について報告をいたします。申請地は三田坪公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ

	<p>る。また、隣接地雑種地の 7.13 m<sup>2</sup> 一体利用するものであり、また、その同意は得られている。全体計画面積は 863.13 m<sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 10 番について報告をいたします。申請地は姫城中央公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人 11、12 を 10 番委員。
10 番委員	<p>4 号 11 番と 12 番を報告いたします。</p> <p>4 号 11 番。申請地は鼻切公民館の北に位置し、現況は不耕作である。なお、年月日不詳で植林済であるが、現在伐採済という経緯書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 12 番を報告します。申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、牧園 13 を 16 番委員。
16 番委員	<p>4 号 13 番について報告します。申請地は牧園 10 区公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。</p> <p>以上で、令和 6 年第 1 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」は何かございませんか。</p>
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、以上で令和 6 年第 1 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。

	本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 16時00分